

生駒市乳幼児健康診査検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 生駒市における母子保健法（昭和40年法律第141号）（以下「法」という。）第12条及び第13条に規定する健康診査（以下「健康診査」という。）の実施に当たり、その円滑な運営と健康診査の向上について協議するため、生駒市乳幼児健康診査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は健康診査の内容及び運営とその向上に関することについて検討を行う。

(任務)

第3条 委員会は、市長の求めに応じ、健康診査について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 3名以内
- (2) 生駒市医師会 3名以内
- (3) 生駒市行政職員 2名以内
- (4) その他市長が必要と認めた者 2名以内

2 委員会は、前条に規定する報告をもって終了する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条の規定による報告が完了したときを、もって満了する。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、生駒市福祉健康部健康課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。